

東京税財政研究センター 会報 NO.121

2021.10.15

発行人 岡田俊明
東京都新宿区百人町1-16-18
センチュリービル2F
TEL 03(3360)3871
FAX 03(3360)3870
E-mail tzzkc@nifty.com

8月23日全労連会館で通常総会 出席21名、委任状46名 2年ぶりの開催

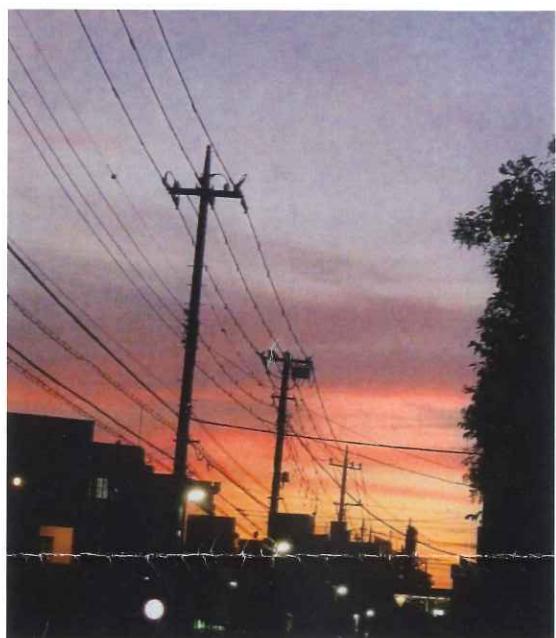
第27回通常総会を昨年の8月に予定しましたが、新型コロナ感染拡大のために延期をしました。今年は、新型コロナの緊急事態宣言下でしたが、感染予防対策を講じ、8月23日(月)に全労連会館で開催しました。会員の出席21名、委任状64名、合計85名の参加で通常総会は成立しました。

通常総会は、冒頭に大津山正会員、山本守之会員の黙祷を行いました。岡田理事長のあいさつでは、新型コロナの感染が最悪の状況下で、法人税や相続税等の提出期限延長措置等の検討も行わず、政治も行政も忖度に堕ちている状況を批判しました。9月のデジタル庁発足、国税庁のデジタル化の状況、NTTデータによる預金照会システム「ピピットリンク」の開始、電子帳簿保存法の大幅改正、インボイス制度の登録申請開始など、現在の情勢について話しました。質疑では、テレワーク下での事務所運営、質問応答記録書に対する情報公開の開示状況、来年1月開催予定の税研集会の準備状況、公開講座開催のあり方、広報活動などについての意見がありました。

第3号議案の16頁「4 税理士会の自主自立を目指して」の項の「税理士会員の税制改正要望は、税理士法に定める建議権に基づき税理士会に集約すれば事足りるといえます。」の部分を削除して再提案をし、全ての議案が満場一致で可決成立しました。

課題山積に一致団結して立ち向かう

なお、総会では次期役員体制が下記の通り決まりました。税務行政のデジタル化、コロナ禍などなど課題は山積です。一致団結して、センターの伝統を発展させ、奮闘します。



(街の夕焼け)

新役員紹介

特別顧問	監事	理事	副理事長
中村	木内 金井 吉田 山口 潤	増舟 渡平 藤平 福野 平澤 千鈴 木坂 近藤 木村 井藤 木清	青木 八代 本川 武田 佐々木 佐野 角谷 小川 石塚 岡田
芳昭 隆吉	清久郎 楠樹 豊潤 良和 悅子 慶雄 正晃 道昂 春美 康雄 清秋 二健 司國 雄 等	武勝 健一 仁裕 俊雄	等
（役員はすべて再任）	（役員はすべて再任）	（役員はすべて再任）	（役員はすべて再任）

コロナ禍を乗り越えて

第63回「公開講座」開催

「急速に進む行政のデジタル化」「対応迫られるインボイス制度」時代の変化に税理士・納税者はどう対応すべきか!開催はコロナ対策を万全に、Zoom参加も併用しています。是非ご参加を

会場 全労連会館(つばめ御茶ノ水駅徒歩7分)
会費 3000円(資料代のみ2000円)
日時 2021年11月26日(金)13時30分

[内容]

- ・インボイス制度のポイントと免税事業者対策

岡澤 利昭・会員

- ・税務行政のデジタル化と税務調査

岡田 俊明・会員

*申し込み tokyozeizaiseicenter@gmail.com
申込み用紙URL https://

0mの二通りに分かれます。会場は30名ほどです。
申し込み方法に注意が必要です。申し込みに関するお
問い合わせは

本川綜合事務所 八代 司 まで

(03-3907-3346)

「質問応答記録書作成の手引き」改訂版の 開示請求と審査請求

本川 國雄・会員

はじめに

通則法の改正に伴い、国税庁は平成25年6月に、従来の「聴取書」や「申述書」に代えて、犯罪調査における「供述調書」と同様なスタイルの「質問応答記録書の手引き」を発送した。その結果一般の税務調査においては、白色申告者・消費税無申告者・税理士の関与がない事案を中心に、高い確率で当該文書が作成されていた。しかも当初の目的の「推認事項」の証拠に資することよりも、重加算税の賦課・過年分遡及の課税処分の根拠として作成され、悪用されているのが実態であった。東京税財政研究センター(以下当センターという)所得税部会の実態調査においても、①当該文書の作成目的・用途が納税者に説明がない、②納税者の無知に付け込んで事実を捏造、③納税者が回答していないことを課税庁に都合の良いように作文、④さらに署名押印に応じなければ、青色申告取消・必要経費の追認・消費税における仕入れ税額控除等を認容しない等の脅しをか

署名押印を強要している実態が明らかになった。

国税庁は、平成29年6月に当該文書の「改訂版」を発送した。当センターは開示請求を行い、令和元年8月に開示を受けた。開示を受けた当該文書は当初の3倍以上の167頁に及ぶものになっており、その内容は、留意事項のほかに、具体的な作成に係るFAQに紙面を割いている。しかし、開示されたのは全体の20%程度で、特にFAQはほとんどが黒塗りであった。当該文書の「はしがき」には「審判や訴訟の場において、審判官や裁判官が質問応答記録書の記載内容に疑念を持ち、その結果、重要な証拠であった質問応答記録書の信用性が否定され、課税処分が取り消されることもある。そこで、本手引においては、課税要件事実が確実に記載され、課税処分の根拠となることはもとより、ベテランのみならず、若手の職員も、審判や訴訟の場において信用性に疑問を持たれない質問応答記録書を作成することを目指して解説を行うこととした」(次ページへ)

(前ページより)

としている。以上のとおり、いかに当該文書に問題が多かったかが伺える。

当センターは、令和元年11月国税庁に対し審査請求を提出、国税庁は令和2年2月情報公開・個人情報保護審査会に諮問、当センターは令和2年3月審査会に対し「意見書」を提出、最終的に令和2年8月審査会から「答申書」が送付された。

1 審査請求理由の要旨

- (1) 不開示理由に記載されている「おそれ」について、具体的説明がなく、どのような行為が「おそれ」に該当するか国民にはわからぬ。情報公開法の目的に規定する「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務」に違反している。
- (2) 当該文書の作成は、各税法および国税通則法に何ら規定がなく、法令等に規定のない調査手法を導入するのであれば、国民を開示し理解と協力を求めるべきである。
- (3) 当初の当該文書発送後、各国税局の税務調査の現場において、当該文書の作成目的や用途について納税者に説明されず、その作成方法はほとんどが一問一答による誘導尋問になっており、事実を捏造し、かつ課税庁に都合の良いように作文され、さらに署名押印を強要している事例が散見された。改訂版がこれらの問題点をどのように是正されたのか、全文を開示すべきである。
- (4) 改訂版の「まえがき」(前述)は、上記(3)の実態を裏付けるものであり、当該文書の作成は、納税者の権利侵害に直結する行為と言えるから、どのように改定したのか開示し、当該文書が真に必要であれば、国民の理解と協力を得るべきである。
- (5) 不開示部分の目次を見る限り不開示にする理由は見当たらない。また不開示部分の全

てが「機微にわたる」と考えにくい。しかるに調査の相手方に「手の内を見せたくない」ということかもしれないが、過去の開示事例から判断するに、開示できない違法性のある記載があり、それを隠蔽しようとしているとも想像できなくもない。そうではないとするのであれば、堂々と国民に開示し理解と協力を求めるべきである。

2 国税庁の理由説明書に対する意見書

(1) 国税庁は、不開示情報の該当性について「答述内容を証拠化する際の効果的な作成手法、質問事項、対応事項、記載例、留意事項等のほか、具体的な不正計算の事例と各事例に応じた税務調査の着眼事項や聴取内容、課税要件事実の分析など、税務調査の手の内に関する情報が具体的にかつ詳細に記載されている」と説明している。

しかし、本件文書のうち「手の内に関する情報」以外については、一般的に税務調査に関する常識のことであり、現に過去に税務職員として税務調査に携わった者が税理士として活動している現実からみれば、特に秘匿しなければならない理由は全く存在しない。また具体的な不正計算の事例については、個人情報を開示するわけではなく、単なる例示であり、開示しても悪用されることを考え難く、むしろ納税者等にとって税務調査のチェックポイントであると理解し、不正防止の牽制になるはずである。

(次ページへ)



(前ページより)

この国税庁の説明で問題になると考えられるのは、「調査の手の内」である。「手の内」云々という表現は、オープンにできない調査手法がありうることを堂々と主張することを意味し、結果として権力の濫用になりかねず、証拠の捏造そして「冤罪」さえ作り出しかねない危険な主張である。その手の内を開示しないということは、各種法令に抵触するような違法性のあることが記載されている可能性があると推認せざるを得ない。国税庁がそうではないというなら、全てを開示し、納税者に理解と協力を求めるこそが必要であり、民主的な税務行政を保証するものと考える。

(2)また、国税庁は、「不開示部分を公開した場合、それを知った一部の納税義務者等が、当該記載事項を参考にして、質問応答の想定問答を作成し、聴取の意図を逆手にとって証拠能力を低減させる応答を行う、あるいは、不正計算の巧妙化を図るなどの対応策を講じることにより、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。」としている。

しかし、請求者の税務職員としての 20 年間及び税理士としての 34 年間の経験に鑑みて、上記のような「おそれ」に該当する実例を見たことも聞いたこともない。しかも、質問応答記録書を錄取し始めたのは比較的最近のことと屬する。税理士業界では当該文書の存在さえ知らない者も多く、一般の納税者の間にはこのような調査手法がとられていることはほとんど知られていない実情がある。したがって、国税庁が説明する「おそれ」には根拠を見出しえない。

国民（納税者）に対して、秘匿した調査手法で臨もうとする姿勢は、国民主権原理と齟齬する。納税者に説明できない調査手法が存在してはいけない点に国税庁は気づくべきである。

(3) 質問応答記録書の錄取には法令に根拠規定が存在しない。この錄取はあくまでも納税者への任意のお願いであるから、調査対象納税者には受忍義務はないものである。国税通則法には、「調書を作成し、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い合わせ、……質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければならない。」(同法 152 条 1 項)との規定が存在するが、その適用は査察調査の場合に限定されるから、いわゆる任意調査である一般の税務調査で実施する根拠にはならない。しかも、この規定は、刑事訴訟法に基づく供述調書の作成手続きが査察調査において法令上に明文の規定を欠いていたことから、平成 29 年改正で整備されたばかりのものである。

したがって、法的根拠の存在しない調査手法について、これを不開示とすべき理由はまったく存在しない。

(4) 結論

本件文書の一部を開示することは、税務行政に対する納税者の知る権利を著しく阻害することになり、情報公開法の目的である、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになるとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」(同法第 1 条) に反することになる。したがって、本件文書の全てについて開示すべきである。

3 審査会の答弁書の内容

審査会の答弁書は、基本的には国税庁の不開示部分を妥当としており。48 項目について開示すべきとしているが、追加開示内容を照合してみると、すでに開示された部分の引用等あり、具体的な当該文書の作成に係る部分は一切開示されていない。

お葬式の費用負担は誰？！

被相続人の死亡によって行われる葬儀は、お通夜～（仮葬）～本葬等々慌ただしいものです。初七日、四十九日などの費用もばかにならず、この費用をだれが負担するのか問題になることもあります。

相続税法では、債務控除の対象となる葬式費用については、その第13条で「実際に支払った者から控除する」とはしておらず、「その者に負担に属する部分の金額を控除する」としています。

さて、現実問題として、葬儀費用の担者は取り敢えず「お金の工面がある人（相続人）」となってしまい、負担者が後で割り振り

りされたとしても、これを確実に精算しているかというとそうでもない事例が考えられます。昨年末の話ですが、税務調査により、「贈与？」（実際に支払った者から現金の贈与を受け、それをもって葬儀費用に充当した）と認定されそうになり、結果、負担者を支払者に変えて（本事例では、香典収入は法定相続分（？）で分配し、葬儀費用は配偶者がその全額を負担していたにも拘らず、子等が負担した事にして配偶者の税額軽減の適用を受けていたため、結果として相続税の負担額が少なくなっていた）申告をし直した事例があったと聞いています。

事後処理（机上処理）対象となった案件らしいのですが、高額な葬儀費用であったた

めと、互助会費用2口が被相続人の銀行口座から引き落としになっていたが、積立金部分を財産として計上する必要があるのでないかという点が指摘されたとのこと。

調査により、参列した親族の交通費、宿泊費、喪服の購入費等も含めて否認されたとのことです。

そもそも被相続人の債務ではない葬式費用は「遺産分割の対象ではない」のですが、結果的に子の負担に属していないにも拘らず子の負担としていたことは問題となるでしょうが、皆さんのどのように考えますか？

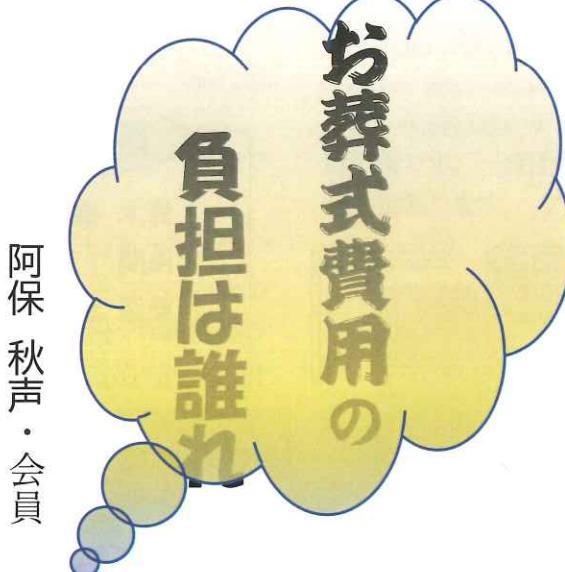
葬儀費用を遺産分割の記載事項として誰が負担する

のを明らかにする例は多いと思います。この事例で税務署の指摘を完璧に潜り抜ける部分があったのではないかと思うのですが・・どう考えますか？？

葬儀費用を誰が負担すべきかということについては、1喪主負担説、2慣習負担説、3共同相続人負担説、4相続財産負担説の考え方があると言われています。

相続人間で争いになった場合、3の共同相続人負担説が採用されこれが主流となっているそうです。また、この3の共同相続人負担説も、法定相続分分割負担説と相続人間合意負担説の二説に分かれていること（字句からその趣旨が読み取れると思います）。

（次ページへ）



(前ページより)

ここで頭の隅っこに置いておく必要があるのが、相続税基本通達 13-1において、相続を放棄した者や相続権を失った者が現実に葬儀費用を負担した場合には、その者が遺贈によって取得した財産から債務控除することを否定していない。つまり「道義的負担説」もOK!としている点です(もっとも包括受遺者・相続人である受遺者でなければOUT!で負担額が確定していることお布施や戒名料は当然葬儀費用(領収証が

条件)

又はメモ書きでもOK)となりますし、会条件)葬御礼を香典返しとは別に行っていればこれもOKです。初七日や四十九日の法要費用は該当しませんが、通夜・告別式と同時に初七日をしている場合、その代金が明確に区分されなければあえて否認はされないでしょう。また、四十九日の納骨費用(別途領収書が必要)もOKです。

なお、相続開始後の墓地購入費や墓石のローンはOUTですのでご注意を!

講師・講演活動日誌

9.7	東京土建
9.28	埼玉土建
9.30	建設労連
10.13	千葉税経新人会
10.26	神奈川土建茅ヶ崎支部
10.27	東京土建品川支部
10.30	〃 多摩西部支部

新役員紹介・相談役

青木 輝光 大野 寛
風間 充 熊澤 通夫
桑原 龍太 堀口 國雄

(全員留任)



▼デジタル大辞泉(小学館)によると、「普通」とは「特に変わらないこと。ごくありふれたものであること。それがあたりまえであること。また、そのまま。」とある▼新型コロナウイルスに関する発表が厚生労働省からあつたのが2020年1月6日で、その内容は「中国湖北省武漢市において、昨年12月以降、原因となる病原体が特定されていない肺炎の発生が複数報告されています」▼国内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されたと発表があつたのは2020年1月16日です。それ以降今日まで第5波の感染拡大が続き10月11日現在減少傾向が続いていますが、年末にかけて第6波の大波も危惧されおり、感染収束の気配がありません。▼思えば東京オリ・パラリンピック大会を成功させて更なる長期政権を目指していた安倍元首相にとって、コロナ禍はまさに緊急事態になりましたが、安倍・菅政権と小池都知事にとつて東京オリ・パラの開催は政治生命に係わる重大事項だったようです▼菅前首相は就任時の挨拶で「国民の皆さんの命と健康を守り抜きます」と断言しながら、当初はPCR検査陽性者数の発表だけで、一体どの位検査しているかが不明とか、東京都発表の重症者数が国と違う基準で過少に報道されたりして、そこには「東京オリ・パラありき」が透けて見えました。▼菅政権から岸田政権に代わりましたが、野党は表紙が変わつただけで安倍・菅政権の承継内閣だと言っています。中身を変えるための投票行動が求められています▼コロナ禍以前の「普通」の生活を取り戻すために政権を変えましょう(T・S)

ザ・コラム